

第 6 回慢性腎臓病療養指導看護師(DLN) 認定 **再更新** 申請要項

1. 認定の再更新

認定慢性腎臓病療養指導看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。日本腎不全看護学会が、関連 5 学会(日本透析医学会、日本腎臓学会、日本移植学会、日本泌尿器科学会、日本腹膜透析医学会)と合同認定した慢性腎臓病療養指導看護師は、認定を受けてから 5 年ごとに更新審査を受けなければならない。

2. 再更新資格

- 1) 日本国の看護師の免許を有すること。
- 2) 認定の 5 年間、一般社団法人 日本腎不全看護学会の正会員であり、慢性腎臓病療養指導看護師であること。
- 3) 認定期間の 5 年間に、通算 3 年以上、病院、クリニック、保健福祉施設、訪問看護ステーション、保健所、教育機関等の施設で慢性腎臓病患者の療養生活支援業務に従事していること。但し、常勤・非常勤・パートの別は問わない。勤務時間数も問わない。
- 4) DLN 認定の期間 5 年間で、本人が 1 回以上日本腎不全看護学会学術集会、あるいは DLN が開催する地区教育セミナーのうち、認定委員会の承認を得た「研究会」^{註1}において、筆頭者として学会発表していること、あるいはスタッフの学会発表を支援していること。
発表については、口演・ポスター・交流集会を含みます。また、更新事例などをポスターで「事例報告」として発表することも推奨します。

註 1: 認定委員会の承認を得た「研究会」とは:

DLN が開催する全国 8 ブロックの地区教育セミナーのうち、認定委員会が全国規模の研究会としての条件を審査し承認をした「研究会」である。位置づけは、地区教育セミナーを兼ねた「研究会」とする。学会同様、発表のシステムが制度化され発表に際して研究倫理の審査をする組織であることが条件となる。(尚、2018 年度現在、認定委員会の承認を得た DLN が開催する地区教育セミナーとしての「研究会」は、九州・沖縄地区教育セミナーである「九州 CKD 看護研究会」のみである)

- 5) 認定 5 年間の実績として、慢性腎臓病療養における看護実践の事例報告を 1 事例と、社会的・教育的活動報告(箇条書き)を提出すること。ただし、事例報告は下記(1)(2)より選択できる。

提出はそれぞれ原本 1 部とコピー 2 部の計 3 部とする。

- (1) 看護実践事例
- (2) 看護管理事例

- 6) 認定取得後 5 年間の期間に、更新ポイントが 70 ポイント以上取得できていること。70 ポイントには「治療選択の特別研修」を含む **DLN 研修 32 ポイント**を含むこと。

(但し、暫定期間があるので、要項 9DLN 研修受講要件を参照)

- 7) 更新申請者は、申請書類を更新審査料とともに本会に提出しなければならない。

* 但し、認定更新延長を希望する場合は、別紙「更新延長申請要項」を参照の上、申請下さい。

3. 申請方法

認定更新の申請期間は、認定失効年の 5 月の 1 か月間とする。

申請書類を、日本腎不全看護学会ホームページよりプリントし、必要書類を調べた後、審査料の振込み控

えとともに、簡易書留で認定更新受付事務局あてに郵送すること。普通郵便や速達での郵送は不可。(発送の追跡や受け取りの確認がとれないため、未配送などで申請が無効となる場合がある)

4. 申請期間

2019年5月7日(火)～5月31日(金)(消印有効)

第6回合格者が対象(認定証の有効期限が平成31年3月31日の者)

5. 申請書類

- 1) 申請登録書 * 証明写真(約3×4センチ、3ヶ月以内に撮ったもの)を貼ってください。
- 2) 慢性腎臓病療養指導看護師認定 再更新申請書および履歴書(様式1) * 押印を忘れずに。
- 3) 慢性腎臓病療養指導看護師認定証の写し(様式2)
- 4) 勤務先の施設長の証明する勤務証明書(様式3-1、あるいは3-2)
- 5) 認定取得後5年間に受講した規定の研修等の受講ポイント証明書(様式4-A, 4-B)
年内学会発表予定、あるいは治療選択特別研修受講予定の場合は、白紙にその旨記載して提出すること。
- 6) 認定取得後5年間の実績として、慢性腎臓病看護実践事例1例と社会的・教育的活動報告(箇条書き)を原本とコピーで2部提出。(様式5)
看護管理者の場合は、看護管理の実践事例1事例を提出することも可。
- 7) 学会・研究会参加・認定資格等 参加証・証明書のコピーを提出(様式6)
 - * 教育セミナー受講者⇒受講証(コピー、原紙、いずれも可)
 - * 透析技術認定士⇒認定書のコピー
 - * 透析療法従事職員研修⇒修了書のコピー
 - * 日本看護協会認定透析看護認定看護師 認定証のコピー
 - * 日本看護協会認定慢性疾患専門看護師 認定証のコピー
- 8) 発表・論文掲載⇒学会・研究会等のプログラムに掲載されている発表抄録のコピー、掲載論文の抄録のコピーを添付したポイント証明用表紙((様式7)
- 9) 日本腎不全看護学会学術集会、あるいは認定委員会の承認を得た「研究会」(註1参照)において、筆頭者として研究発表をした際の抄録のコピー
 - * (8)と同じ内容でも、別途コピーを提出すること。
- 10) 審査料の振り込み控え(コピー、原紙、いずれも可)

6. 事例報告・活動報告について

1) 事例報告

(1) 看護実践事例を1事例

事例報告については、ホームページに掲載している「事例の書き方」を参照して下さい。

看護管理事例とは、看護現場における人材育成・業務改善・組織作りなどの実践活動です。

看護管理事例の書き方も「事例の書き方」に記載していますので、参考にしてください。

事例の文字数は 4000字から6000字

書式設定: A4 1ページに40文字40行フォント明朝体文字サイズ10.5

(2) 社会的・教育的活動の報告

箇条書きで記述してください。

慢性腎臓病(CKD)領域の看護に関連するあなたの活動について箇条書きで記述すること。

(活動が1つの場合も、1.～として記載する)

例 1) 各種学会・研究会・教育セミナー・研修会の運営・企画の関する活動

例 2) 各種学会・研究会・教育セミナー・研修会の講師、座長や演者(発表者)

学会・研修会などの講師、座長あるいは演題を発表した場合は、日時・学会(研究会)名・発表テーマなどを記載すること。抄録は不要。

例 3) 所属する部署や施設内外で学習会開催などの企画・運営に関する活動

例 4) 論文・著書発表

・論文・著書などの業績に関しては、日本腎不全看護学会誌投稿規定の「文献記載」に準じて記載すること。論文添付は不要。

2) 原本(表紙 1 枚 + 事例報告・活動報告)とそのコピーで**2部**提出

3) 事例報告と活動報告には、認定番号を右上に記入すること

(事例の審査は記号のみで行います。氏名は不要)。

7. 再更新認定資格要件ポイント:70 ポイント

学会が認めた研修会・学会への参加や発表または雑誌掲載論文など自己研鑽の実績が規定の内容で 70 ポイント以上に達していること。申請資格は 70 ポイント以上必要ですが、70 ポイントを超えて記入欄を満たす必要はありません。更新申請前の直近の研修から、ポイント取得の証明がとり易いものを優先して記入して下さい。ただし、原則 5 年以内に取得したポイントを有効とします。

1) 取得ポイントの証明は、学会・研究会参加・認定資格等 参加証・証明書のコピーを提出

2) 参加等を証明する方法

参加の証明には、下記の 4 つの条件を満たす証明書類(参加証など)が必要です。

- ① 学会・研修会の名称
- ② 開催日
- ③ 主催者名
- ④ 参加者名(申請者本人の氏名)

3) 証明書類に関する注意事項

① 参加証等が上記の要件を満たしていないと、更新ポイント証明として受理されません。

② 証明書は、修了書、参加証などのほか、領収書、ネームカードなども認めます。

学会では、参加証や領収証、ネームカードを発行しています。

8. 学会発表あるいは発表支援要件

1) DLN 認定の期間 5 年間で 1 回以上日本腎不全看護学会学術集会、あるいは認定委員会承認の、DLN が開催する地区教育セミナーとしての「研究会」において、筆頭者として学会発表、あるいはスタッフの発表支援をしていることを条件とします。発表は口演、ポスター発表以外に交流集会における発表も認めます。また、学会発表は「研究報告」に限りません。受験時や更新時に提出している事例を「事例報告」としてポスター発表することを推奨しています。

* 認定委員会承認の、DLN が開催する地区教育セミナーとしての「研究会」については、

「2. 再更新資格 註 1」参照

* ポイントとは別に、発表時の抄録のコピーを添付して下さい。(提出物(9)に相当)

(本人が学会で発表したことが証明できるよう、学会名と、申請者の名前が併記されている抄録のコピーを添付)

2) 本人もスタッフも学会で発表できなかった場合については、HP の Q&A を参照ください。

スタッフには、受験時や更新時の課題事例を「事例報告」としてポスター発表できるように支援して下さい。

スタッフが発表に至らない場合は、支援の状況を記載して提出ください。

9. DLN 研修受講要件

1) 認定5年間の期間に、DLN 研修を32ポイント取得することとする

ただし、2021年までは、下記の暫定措置を講ずる。

移行期のポイント暫定処置

2019年5月更新者⇒16ポイント以上の取得を追加条件とする

2020年5月更新者⇒24ポイント以上の取得を追加条件とする

2021年5月更新者⇒32ポイント以上の取得を追加条件とする

2) 治療選択特別研修について

前年度より、「DLN 研修」の「治療選択特別研修」が必修研修となりました。

「治療選択特別研修」は、会員全員を対象とした研修ですが、

「治療選択特別研修」を受講している場合は、DLN 研修としてポイント対象となります。

「治療選択特別研修」の受講期間については、2019年12月までに受講予定であれば、5月の更新時のポイントとして認める。白紙用紙にその旨を記載して提出すること。

開催時期、場所については、会告、HPを参照ください。

10. 審査料

審査料は30,000円です。下記の指定口座へお振込みください。

<振込先> 三井住友銀行神田支店

普通預金 3004482

カ)ピーシーオーワークス ※払込手数料はご負担ください。

お振込人の欄に「会員番号(6桁の数字)」と「お名前」を必ずご記入ください。

ATMを利用される場合は、お振込人のお名前の前に会員番号をご入力ください。

お振込人による誤入金があった場合、原則としてご返金できませんので予めご了承ください。

11. 審査結果の通知

審査結果の通知は、**7月末**となります。

更新認定書は9月1日付けで発行されます。

12. 登録料

審査終了後、審査結果をお送りしますので、更新を認められた方は登録料20,000円を

前述の口座(審査料振込先と同じ)へお振込みください。入金確認後、更新認定書を送付いたします。

13. 問い合わせおよび申請書類送付先

慢性腎臓病療養指導看護師認定試験 運営事務局(株式会社ピーシーオーワークス内)
〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-4-2 神田アーバンビル2階
Email. <dln_info@pcoworks.jp> FAX: 03-3291-3635